

【参考】

【新規制度】海岸保全施設整備連携事業実施要綱・要領 の概要

農村振興局防災課
海岸・防災計画班

事業目的

・河川事業等と連携して海岸堤防等の整備を実施し、津波・高潮対策等を計画的・集中的に推進することで、事業効果の早期発現や最大化を図り、背後地の人命・資産の防護を行うもの。

要綱・要領のポイント

○海岸耐震対策緊急事業実施要綱・要領(交付金移行前の補助事業)をベースとし、新規要綱・要領を作成。

○事業要件として次のとおり設定。

【地区設定】(①、②両方を満足する必要)

- ① 一連の防護区域に地域中枢機能集積地区(背後に救護、復旧等の危機管理を担う施設(市町村役場、警察署、消防署、病院等)がある地区等)を有すること。
- ② 東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域その他大規模地震が想定される地域、又は、ゼロメートル地域。

【連携計画等の作成】(①、②両方の計画を作成)

- ① 連携する事業全体の内容を記載する「事業間連携計画」の作成(様式3号)
- ② 当該海岸事業にかかる「海岸保全施設整備連携事業計画」の作成(様式4号)

【金額要件】

離島・奄美・北海道・沖縄	5千万円以上
その他	1億円以上